

福島国際研究教育機構の令和 6 年度業務実績に関する

主務大臣評価に対する復興推進委員会意見（案）

（意見）

福島復興再生特別措置法第 115 条第 6 項に基づく、福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）の令和 6 年度業務実績評価に関する主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣）評価（案）に対する復興推進委員会の意見として、その内容について妥当であると判断する。

ただし、3 年度目を迎えるにあたり、F-REI による事務・事業の遂行や年度評価が実効性のある形で実施できるよう、主務省庁は、日頃から F-REI と積極的にコミュニケーションを取るとともに、F-REI の取組をフォローすることが期待される。

F-REI については、設立 2 年目で、第 1 期中期目標に沿って、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置いて取組を進める中、理事長の明確なビジョンと強いリーダーシップの下、「創造的復興の中核拠点」を目指して、研究開発体制の整備、人材育成・確保に関する取組、関係機関との連携等を精力的に推進したことは高く評価できる。

以下、令和 7 年度以降の F-REI による事務・事業の遂行に当たり、特に次の点に留意することを求める。

- 立ち上がりつつある研究開発ユニットの具体的な研究計画の策定や、国内外の優秀な研究者の確保をはじめとするさらなる研究開発ユニット体制の整備など、本格的な研究開発を進める体制の構築を進めること。

- 研究設備・機器や実証フィールド等の整備については、使用頻度や設置環境、汎用性など様々な要素を考慮しつつ、将来的なユニット構想や研究体制、分野ごとの特性も踏まえながら、国が行う施設整備等のスケジュールと整合していくよう速やかに整理・検討し、具体化していくこと。
- 研究体制の構築、研究開発の進捗に応じ、企業等からの受託研究や共同研究の実施に向けた取組を進めるとともに、競争的研究費等の外部資金の獲得に向けて積極的・戦略的な取組を検討・実施していくこと。
- より具体的なニーズ・シーズの把握、地元企業をはじめとした幅広い地域の関係機関との連携、多様な実証フィールドの活用などをより効果的・効率的に進め、産業化を含む社会実装に結び付けていくこと。
- 研究成果の産業化を目指した戦略的な知的財産マネジメントに向け、委託・直営といった研究形態等を踏まえるとともに、特に委託研究については研究成果に基づく知的財産について、取り扱いに係る具体的なルールを速やかに明確化するとともに体制の整備を更に進めること。
- 認知度向上については、引き続き強力に推進する必要があり、これまで実施した取組のアウトカム等の把握・検証に努めつつ、①国内外の研究者等、②産業界、③地域の自治体・団体・住民、④全国・一般それぞれについて、目標を設定し、当該目標を達成するためのより効果的・効率的な手段を検討するとともに、戦略的な推進体制を構築すること。
- 自己評価について、当該年度の研究開発等業務の実績によるアウトプットのみではなく、中期目標に掲げた評価軸及び評価指標等に基づくアウトカムにより行うよう具体的な検討が必要であること。

以上